

# 船舶事故調査報告書

平成25年4月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成24年7月29日 10時00分ごろ
発生場所	千葉県銚子市犬吠埼東方沖 犬吠埼灯台から真方位089°475海里付近 (概位 北緯35°30′ 東経150°35′)
事故調査の経過	平成24年7月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>こごりょうふく</sup> 五五良福丸、101トン MZ1-345（漁船登録番号）、個人所有 35.43m×5.38m×2.39m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数460、昭和62年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和53年4月21日 免状交付年月日 平成21年12月18日 免状有効期間満了日 平成26年12月27日 機関長 男性 68歳 四級海技士（機関） 免許年月日 昭和46年12月17日 免状交付年月日 平成21年12月18日 免状有効期間満了日 平成26年12月20日
死傷者等	重傷 1人（機関長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び機関長ほか17人が乗り組み、平成24年7月28日早朝、犬吠埼東方沖の漁場に到着して操業を開始し、翌29日09時30分ごろ漁場移動中、機関長が船首倉庫内で漁獲物を保存するための清水を造る造水器（以下「本件造水器」という。）を始動した。 機関長は、本件造水器を始動後、モーターで駆動される海水ポンプの運転状態を点検したところ、Vベルトがスリップしているのを認め、モーターを運転した状態でモーター側プーリーのVベルトがかか

	<p>る溝の錆を取る作業中、10時00分ごろモーター側のプーリーとVベルトとの間に左手を挟み込んだ。</p> <p>機関長は、直ちに船首倉庫から出て乗組員に救助を求め、船長が海上保安庁に救助を要請し、来援した海上保安庁のヘリコプターに乗せられて宮城県石巻市所在の病院へ搬送され、左第3中手骨骨折、左環指基節骨及び中節骨骨折、左小指PIP関節脱臼等で全治3～6か月と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>船首倉庫は、右舷後方に設けられたドアから入ることができ、倉庫内には、作業用海水ポンプ及び本件造水器が置かれていた。</p> <p>本件造水器は、海水入口フィルター、モーター、モーターからプーリー及び3本のVベルトを介して駆動される海水ポンプ、モジュールなどから構成されていた。</p> <p>プーリーの直径は、モーター側が約100mm、海水ポンプ側が約300mmであった。</p> <p>機関長は、プーリーのVベルト溝に錆が発生するとVベルトがスリップすることから、本件造水器を運転した状態でVベルトの溝を紙ヤスリで抑えながら錆を落としたことが過去にもあり、この作業が危険であることを承知しており、部下には行わせていなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は犬吠埼東方沖で漁場移動中、機関長が、本件造水器を運転した状態でプーリーのVベルト溝の錆を落とす作業を行ったことから、モーター側プーリーとVベルトとの間に左手を挟み込まれたことにより左手を負傷したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が犬吠埼東方沖で漁場移動中、機関長が、本件造水器を運転した状態でプーリーのVベルト溝の錆を落とす作業を行ったため、モーター側プーリーとVベルトとの間に左手を挟み込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プーリーの錆を落とす作業を行う際は、本件造水器を停止した上で作業を行うこと。</li> </ul>